

2022(令和4)年

7月1日
スタート

ふじみ野市

パートナーシップ 宣誓制度



ふじみ野市 PR 大使「ふじみん」

ふじみ野市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、
支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し
て、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に協力し合うことを約束した、1人または2人が**LGBTQ**などの性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なる or 性的指向が異性のみでない）であるお2人が、**パートナーであることを宣誓し、市が宣誓受領証や受領カードを交付する制度**です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の**多様性に対する社会的理解を促進する**とともに、性的マイノリティの方の**社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減**し、お2人の**自分らしい生き方に寄り添う**ことを目的としています。

LGBTQ とは

レズビアン（女性の同性愛者）、**ゲイ**（男性の同性愛者）、**バイセクシュアル**（両性愛者）、**トランスジェンダー**（生まれたときに割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人）、**クエスチョニング**（自分の性別や好きになる性別が決まっていない人）の頭文字を組み合わせたものです。その他にも多様な性が存在します。

制度を利用できる人

次の全てに該当する2人

- ①1人または2人がLGBTQ当事者
- ②2人が成人している
- ③市内に住民登録がある、または3カ月以内に市内へ転入予定（同居を要件としない）
- ④配偶者やすでにパートナーシップ関係にある人がいない
- ⑤民法に規定する婚姻ができない続柄（直系血族、三親等内、直系姻族）でない
※パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

宣誓に必要な書類

- ①住民票または住民票記載事項証明書（同世帯の場合は1通）
- ②配偶者がいないことを確認する書類（戸籍抄本、独身証明書）
- ③本人確認書類 など

宣誓の流れ

宣誓日時の予約

宣誓日の3カ月前～7日前に、窓口か電話、メール、ファクスで、宣誓日時を予約する

必要書類の準備

予約日時に来庁

予約日時に市民総合相談室（市役所本庁舎2階）にお2人で来庁し、パートナーシップ宣誓書を確認の上、署名する
（プライバシー保護のため個室で対応します）

パートナーシップ宣誓受領証などの交付

申請日から7日以内に郵送します

市民・企業（事業者）の皆さんへ

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除）が生じるものではありませんが、宣誓した2人のパートナーシップ関係を尊重し、共に生き生きと暮らしていけることをふじみ野市として応援するものです。宣誓をするLGBTQ当事者カップルの皆さんは、住宅、事業所での福利厚生、医療現場での同意などにおいて、2人の関係を対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や困難に直面しています。

制度の導入により、LGBTQ当事者カップルの皆さんが、家族として扱われ、社会全体で各種サービスや制度の利用が普及していくとともに、性の多様性（性的指向や性自認などの多様性）への理解を深め、認め合う社会となるようご協力をお願いします。また、宣誓を行う皆さんの性のあり方（性的指向や性自認など）や、パートナーシップ宣誓制度を利用することを、本人の同意なく口外しないようお願いします。

予約・問合せ先 ふじみ野市役所 市民総合相談室

埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1（市役所本庁舎2階）

☎ 049-262-9025 📠 049-261-5960 ✉ jinken@city.fujimino.saitama.jp

